

特定費目の代金の確定に関する特約条項

甲及び乙は、特定費目の代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

（特定費目の代金の確定）

第1条 乙に支払われる代金のうち、別表の要確定費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項に定めるところにより確定するものとする。

2 特定費目の数量、単価又は金額の各費目ごとの金額その他必要な事項は、要確定費目金額表に定めるところによる。

（代金の確定）

第2条 乙が、この契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目ごとに係る費用の金額（以下「実績額」という。）が特定費目ごとの金額に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額をもって、これに等しいか又は超える場合は、契約金額をもって乙に支払われる代金として確定するものとする。

2 要確定費目金額表のC & F 価格等の実績額は、外貨による実績額（以下「外貨実績額」という。）が要確定費目金額表に掲げる外貨表示による金額（以下「特定費目の外貨金額」という。）に達しない場合は、その外貨実績額に、特定費目の外貨金額に等しいか又はこれを超える場合は、特定費目の外貨金額に、それぞれの実績為替相場を乗じて得た金額の合計額によるものとする。この場合、実績為替相場が決済時の直物相場を超えるときは、甲がやむを得ないと認めた場合を除き、当該直物相場によるものとする。

3 第1項に定める代金の確定は、令和 年 月 日までに行うことを目途とする。

4 甲及び乙は、第1項に定める契約金額から減額した金額をもって代金を確定する場合は、契約金額を当該金額に変更する処置を行うものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は、契約金額に増減のない旨を確認する処置を行うものとする。

（実績額の報告）

第3条 乙は、実績額の全部が確定した場合は、速やかに実績額報告書を作成し、別紙に掲げる実績額を証する書類を添えて甲に提出するものとする。

2 前条第3項の目途とされている日までに実績額が確定しない特定費目がある場合においても、乙は確定している特定費目につき前項の例により実績額報告書を作成し、実績額を証する書類を添えて納期までに甲に提出しなければならない。この場合においては、実績額の確定していない特定費目にその旨を記載するほか、確定しない理由及び確定す

ることができる予定期日を記載するものとする。

(代金の確定等の特例)

第4条 甲は、前条第2項に定める実績額報告書の提出があった場合は、実績額の確定していない特定費目については、甲が適当と認める金額を確定した実績額とみなして代金を確定するものとする。この場合において甲が必要と認めるときは、後日当該特定費目の実績額が確定した際に差額を甲に返納させる処置を行うことができるものとする。

(要確定費目金額表の変更)

第5条 甲及び乙は、特定費目又は特定費目の数量、単価又は金額の各費目ごとの金額、その他要確定費目金額表に定めるところを変更する場合、協議することができる。

(調整処置)

第6条 乙は、C & F 価格等の実績額が当該費目の金額を超える恐れがある場合には、見積金額に証拠書類を添えて、速やかに甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けた場合は見積金額及び証拠書類を調査及び検討し、必要な処置について乙と協議するものとする。

要確定費目金額表

1	工場渡価格（外貨表示）	\$
2	運賃その他の費用（外貨表示）	\$
3	C & F 価格・C I F 価格（外貨表示）	\$
	同上（調整額 円を含む。）	¥

※上記3は、選択して使用するものとする。

実績額を証する書類

1 C & F 価格等

外国製造業者（外国製造業者が自ら販売しないで外国販売会社を通じて販売する場合は、その外国販売会社）及び外国輸出業者の送り状（指名競争による場合はこれに準ずるもの。）並びに船会社、航空会社又はこれらの代理店の発行する運賃を記載した船荷証券又は航空貨物運送状

2 機能及び寸法検査費用（再梱包費用を含む。）

検査実施業者の実際工数及び加工費率を明記した支払請求書又は領収書並びに梱包業者の支払請求書又は領収書

3 関税その他の租税

関税の領収書及びその他の租税の領収書

4 為替相場

銀行等が対外支払勘定の円貨による決済金額請求の際、発行する計算書類

5 その他甲が必要と認める書類